

平成二十年六月二十四日受領
答弁第五四〇号

内閣衆質一六九第五四〇号

平成二十年六月二十四日

内閣総理大臣 福田康夫

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島付近における台湾の遊漁船による我が国への領海侵犯に対する政府の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島付近における台湾の遊漁船による我が国への領海侵犯に対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

海上保安庁は、台湾遊漁船の乗船者の救助及び搬送並びに初動捜査を実施した。また、外務省は、財団法人交流協会を通じて台湾側に台湾の巡視船が我が国の領海に立ち入らないこと等について申入れを行った。

三及び四について

御指摘の報道は承知しているが、御指摘の「劉発言」について確認しておらず、御指摘の発言の真意について必ずしも明らかでないため、現時点でお答えすることは差し控えたい。

五及び六について

駐日台北経済文化代表事務所代表の去就については、台湾側の真意が必ずしも明らかでないため、現時点でお答えすることは差し控えたい。

七について

御指摘の「争い」の意味が必ずしも定かではないが、台湾側の船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海内に侵入し、御指摘の今回の「事故」のような事態が生じた事例については承知していない。

八について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。こうした我が国の見解については、御指摘の今回の「事故」の後も財団法人交流協会を通じての台湾側に対する申入れ等により、累次明確にしている。